

○青年警察職員合宿研修要綱の制定について

平成25年11月18日

道本教第6579号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
青年警察職員合宿研修要綱の制定について（通達）

道警察における警察職員合宿研修については、これまで警察職員合宿研修要綱の制定について（平11. 5. 7道本教第222号。以下「旧通達」という。）に基づいて実施してきたところであるが、この度、所要の見直しを行い、新たに別添のとおり「青年警察職員合宿研修要綱」を定めたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

青年警察職員合宿研修要綱

1 趣旨

この要綱は、各所属に勤務する青年警察職員を研修施設に合宿させて行う研修（以下「合宿研修」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2 目的

合宿研修は、青年警察職員の職務倫理観の醸成と思考力、判断力、創造力、自律心その他の資質を育成するとともに、道民との連帯意識を高め、心身ともに健全な社会人としての人格形成に資することを目的として行う。

3 研修生

合宿研修は、次の各事項の全てに該当する警察職員で、7の事項に定めるところにより当該所属の長（以下「所属長」という。）から警務部長に推薦のあった者について行う。

- (1) 当該会計年度の4月1日現在において、年齢が35歳未満の者
- (2) 当該会計年度の4月1日現在において、実務経験年数が2年以上の者
- (3) 勤務成績が優良で、かつ、他の青年警察職員を指導できる資質を備えていると認められる者
- (4) 過去に合宿研修に参加したことがない者

4 合宿研修の期間及び場所

合宿研修の期間はおおむね4日間とし、その場所は次の各事項の研修施設とする。

- (1) 国立大雪青少年交流の家
- (2) 公立の青少年教育施設（青年の家、青少年山の家、少年自然の家等）
- (3) その他合宿研修の場所として適当と認められる研修施設

5 合宿研修の方法等

合宿研修は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 合宿研修は、研修生おおむね50人により行う。
- (2) 合宿研修は、訓育、講義、事例研究、登山訓練、体育、レクリエーションその他適当と認められる方法により行う。
- (3) 合宿研修の実施に当たっては、できるだけ部外者との交流を行う。

6 研修計画の策定

警務部長は、毎会計年度ごとに当該会計年度における合宿研修の人員、時期、期間、場所、方法その他合宿研修を実施するため必要な事項について研修計画を策定し、関係所属長に通達する。

7 研修生の報告

前事項により通達を受けた所属長は、別に指定する日までに研修生を選定し、青年警察職員合宿研修推薦者名簿（別記様式）により、警務部長（札幌方面以外の方面の所属長にあつては、当該方面本部の警務課長経由）に報告すること。

8 その他

- (1) 合宿研修に関する事務は、警察本部教養課長が行う。
- (2) この要綱に定めるもののほか、合宿研修の実施に関して必要な事項は、別に定める。

※ 別記様式省略